

千葉県立保健医療大学歯科診療室管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第7条第2項により、千葉県立保健医療大学歯科診療室（以下「歯科診療室」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(理念)

第2条 歯科診療室は、質の高い歯科医療を提供するとともに、豊かな人間性を有し地域社会の保健・医療・福祉のために積極的に貢献できる歯科衛生士の養成を支援する。

(組織)

第3条 歯科診療室は、歯科医師及び歯科衛生士である本学専任教員、嘱託歯科衛生士をもって構成する。

2 歯科診療室の最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 歯科診療室の管理運営等に関して実質的な責任及び権限を持つ者（以下「歯科診療室長」という）を置く。

(歯科診療室長)

第4条 歯科診療室長は、歯科衛生学科が推薦する本学教授（歯科医師）をもって充てる。

2 学長は、歯科診療室長の任命を行う。

3 歯科診療室長の任期は4年とする。ただし、再任は可とする。

4 歯科診療室長は、歯科診療室における歯科診療業務全般を総括し、医療機関の管理者としての責務を負うものとする。

5 歯科診療室長が特別の事情により責務を遂行できない場合は、歯科診療室長に指名された者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 歯科診療室会議は、歯科診療室長が招集し、その議長となる。

(診療)

第6条 歯科診療室は、歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の診療を行う。

(診療施設)

第7条 歯科診療室に、待合室、受付、処置室（デンタルユニット・チェア）、技工作業室及び歯科用エックス線撮影室を設置する。

(実習施設)

第8条 歯科診療室は、歯科衛生学科臨床実習施設としての機能を兼ね備えることとし、学生が地域住民の歯科診療の場に臨み、実践的な学びの場とする。実習科目は、歯科診療室基礎実習及び歯科診療室総合実習等とする。

(研修施設)

第9条 歯科診療室は、臨床研修施設としての機能を兼ね備えることとし、歯科衛生学科教員の歯科医師及び歯科衛生士が学会等の専門職として認定を受けるべく専門的知識・技術の研修の場とする。

(会計)

第10条 歯科診療室の会計は、事務局企画運営課分任出納員が処理する。

(ポリシー)

第11条 歯科診療室は、以下に掲げるポリシーのもと運営をおこなうものとする。

- 1 患者さんを常に尊重し、安心して納得のいく歯科医療を提供する。
- 2 最新のエビデンスに基づく質の高い歯科医療を目指すこととする。
- 3 豊かな人間性と高い倫理性を備えた歯科衛生士の養成を支援する。
- 4 地域連携・病診連携を推進し、地域社会の保健・医療・福祉のために貢献する。
- 5 医療安全に配慮した診療所運営を常に心がける。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。